

2023年9月11日

徳島県教育委員会教育長

榎 浩一様

徳島県教職員の会 代表世話人 井内 哲也

住所 徳島市川内町鶴島115 黄金ビル1階 徳島労連事務所内 ☎088-665-6644

徳島県の教育進展のためのご努力に敬意を表します。

わたしたちは、子どもたちの健やかな成長と民主的な教育活動の前進等を願う立場から、以下の「要求事項」の実現を貴委員会に求めます。

つきましては、陳情の場を早期に設定していただき、◆印の「要求事項」についての一括回答、その場での関連質問等についてのご回答をお願いいたします。

## 要求事項

### 1. 教育条件の整備に関して

- ◆① 県独自の35人学級で増加した学級数にふさわしい教員数を県単独負担で確保すること。国に中学校・高校の35人以下学級、小学校での30人以下学級を実現するよう要望すること。
- ② 正規教職員増により、担当授業時間を減らし、授業準備の時間や子どもと向き合う時間を確保すること。
- ◆③ 教頭が担任をしなくてよいように、小規模校への教員配置を改善すること。
- ◆④ 病休・産休代替などの未配置・遅配置を、県教委の責任でなくすこと。
  - ⑤ 4月1日時点の児童生徒数に基づいて、必要な教職員は新学期がスタートする以前に速やかに配置すること。
  - ⑥ 特別支援教育においては、通常学級で学ぶケアを必要とする子どもたちが適切な支援を受けられるよう、人員配置等の支援体制を整えること。通級指導教室の重要性を尊重し、希望する学校に早急に設置すること。
  - ⑦ 「特別支援学校設置基準」に基づき、特別支援学校の教育環境等を点検し、早期に改善すること。
- ◆⑧ 県立学校の教室のエアコン設備の維持・管理を県費で行うこと。市町村立学校のエアコン設置、維持について補助をすること。
- ◆⑨ 養護教諭の複数配置を進めること。小規模校にも事務職員・養護教諭を配置すること。小規模校への配置が困難な場合、兼務による配置を実現すること。
- ⑩ すべての県立学校にエレベーターを設置すること。
- ◆⑪ 児童・生徒の学びの充実及び教員の業務負担軽減のためにも、国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を各市町村に周知徹底し、国から財政措置された学校司書配置等の実現を求めるこ。
- ⑫ スクールカウンセラーを大幅に増員、現場の要望に応じ常駐できるようにすること。
- ⑬ 小学校に英語の専門教員を配置すること。
- ◆⑭ 県立しらさぎ中学校について、学齢期の不登校生徒の入学・転校を認めること。
- ⑮ 教育支援センターが、希望する不登校生を受け入れて充実した教育活動ができるよう、市町村を支援すること。当面、すべての教育支援センターのカウンセラーを県費負担とすること。
- ◆⑯ ICT 担当教員の負担を軽減するため、国に加配教員を要望すること。

### 2. 教育委員会・学校の民主的なあり方等に関連して

- ◆① 県人権教育研究協議会や校種別教育研究会などの民間教育研究団体への入会や研究大会への参加は、本人の意志を尊重するよう校長を指導すること。
- ② 授業の準備や教材研究の時間を確保できるよう各種計画書（調査・報告書を含む）を削減・簡素化すること。子どもと向き合う時間を保障するため、出張の精選、諸会議・研究会の縮減を図ること。
- ③ 教職員によるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント行為の根絶に向け、以下の点に取り組むこと。
  - ◇ 研修に際して、ハラスメント行為が起こりやすい具体的な事例を挙げ、ハラスメント行為は「個人の

尊厳」を傷つけ、「働く権利」を奪う人権侵害であることを徹底する。

◇ 弁護士等による外部相談窓口を設置すること。

◆ 管理職に対し、パワハラ問題についての研修を実施すること。

④ 「指導力不足教員」問題については、次の点に配慮すること。

◇ 「指導力不足教員」問題の克服は、職場での教職員集団としての取り組みを基本とすること。

◇ 職場復帰を目的とした適切な研修・支援を保障すること。職場復帰の環境を整え、そのための勤務や人的な条件を整備をすること。

⑤ 全国学力状況調査（学力テスト）や全国体力テストに関する対策的な指導や調査は行わないこと。参加については、地教委や学校の自主性を尊重すること。

⑥ 教員の子どもと向き合う時間を奪うステップアップテストを廃止すること。「学力向上」を口実とした授業への介入は行わないこと。

⑦ 学校訪問は、学校現場の要請と現場のプログラムに基づいたものにすること。

⑧ 教職員の意思を無視し、研究発表校等の決定が校長会や校長の独断でなされることがないように校長を指導すること。

⑨ 学校教育に外部の運動団体の介入を認めないこと。

⑩ 性の多様性について、理解を深め、指導を進めるための教員を対象とした研修を行うこと。

⑪ 教科書採択に関して、次の事項を実現するとともに、市町村教育委員会を指導すること。

◇ 展示会で、見本本のコピーを認めること。

◇ 採択においては、実際に教科書を使用する教員の意見を最大限に尊重すること。

◇ 採択決定の教育委員会の会議を公開すること。また、採択決定後、直ちに結果を公開すること。

◆⑫ 児童生徒のタブレット機使用については、授業における教員の裁量を尊重し、画一的に使用を強制しないこと。

⑬ 校務支援システムの運用においては、教育現場の意見を聴くなどして問題点を把握し、サポート体制の強化を含めた条件整備をおこなうこと。

◆⑭ 県教育委員会は、情報公開条例の「…、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする」の趣旨を踏まえ、誠実に情報公開を行うこと。

### 3. 教職員の待遇問題について

① 雇用と年金の継続について、以下の点をふまえた制度を整備していくこと。

◇再任用は、標準法の定数外とすること。そのための財政措置を国に要望すること。

◇再任用を希望するすべての退職者を再任用すること。

◆再任用希望者の勤務形態等の決定に際しては、本人の希望を聞き、尊重すること。

② 勤務時間・休憩時間について年度当初に明示し、自由に利用できる休憩時間を確保すること。同様の旨、市町村教委を指導すること。違反した場合は、管理者に罰則が科せられることを校長に周知すること。

③ 台風時などの宿直勤務を教諭・講師などに命ずることがないように校長を指導すること。

④ 教職員の健康管理を学校や個人の責任とせず、心と体の健康状態に関する現状を把握し、適切に対応すること。

⑤ 定年の段階的延長にともなって60歳前後の給与引き下げが行われるがないように国に対して要望すること。

⑥ 長時間過密労働解消を、過労死の危険を増大させる1年単位の変形労働制でなく、大幅な教職員増によって実現するよう国に要望すること。

⑦ 在校時間(勤務時間)の調査について

◇ 公正な調査となるよう、県教委は、各学校の管理職に在校時間短縮の成果を求めないこと。

◆ 在校時間だけでなく、教職員の負担が少ない方法で退勤後の仕事時間も調査すること。

◇ 管理職が在校時間短縮のため、退勤前の時間で退勤時間を記録させたり、学校の勤務記録を改ざんし

たりすることはあってはならないことであり、行政処分の対象になることを徹底すること。

- ⑧ 定時制・分校・寄宿舎などの少数職場教職員にも、人事・待遇などの情報を早く正確に伝え、教職員の声をくみとること。

#### 4. 臨時教職員の勤務条件改善について

- ◆① 教員不足問題を深刻にする定欠や定数崩しによる非常勤講師の増員は直ちにやめ、計画的に削減し、正式採用教員を増やしていくこと。定年退職のいない今年度、正規採用をしっかり確保し、この機会に定欠を削減すること。
- ② 特別職から一般職になった非常勤講師の待遇を大幅に改善すること。
  - ◇ 時給を大幅に引き上げ、全ての非常勤講師に期末手当を支払うこと。
  - ◆ 年間31週の授業時数の制限を35週に引き上げること。
  - ◆ 勤務の対象を職員会議、研修、授業・考查の準備、成績処理、行事、テストの巡回などにも拡大し、週1コマあたり2時間の制限を大幅に引き上げること。
  - ◇ 社会保険・雇用保険・健康診断を非常勤講師にも適用すること。
- ③ 休職者が予定より早く復帰する場合、代替の臨時教員を「自己都合退職」としないこと。任期を残して退職させる時は、次の職に任用するか、労働基準法20条に基づいて解雇予告金を支払うこと。
- ④ 休職者と代替者の引き継ぎの日を無条件に勤務日に含めること。
- ◆⑤ 次年度の臨時教員の任用については、任用を希望する臨時教員に勤務条件説明書を渡し、勤務条件の説明を行い、遅くとも終了式までに次年度勤務校を連絡し、3月末までに予定校で面接を実施し、勤務内容等の確認をした後に正式任用とすること。
- ◆⑥ 任期付教員・常勤臨時教員の職名を「教諭」とし、2級の給料表を適用すること。
- ⑦ 県立学校の臨時教員の社会保険の適用事業所を県教育委員会とすること。
- ⑧ 臨時教員の任用時の「身体に関する証明書」を、公費負担とすること。
- ◆⑨ 県立学校における同一校勤務継続3年の制限をなくすこと。
- ⑩ 60歳以上の常勤講師の給料上限をなくすこと。
- ⑪ 舎監の時給を引き上げること。各寮の勤務実態に合わせて超過勤務を認めること。
- ⑫ 代替教員不足を解決するため、正規教員による代替制度を検討すること。

#### 5. 教員採用制度の改善について

- ◆① 来年度以降、学生や臨時教員に負担を強いる採用審査日の早期化をしないこと。
- ◆② 3年以上の臨時教員経験者は1次審査免除とすること。少なくとも、一次審査に合格した臨時教員は次年度以降、一次審査を免除すること。
- ◆③ 臨時教員特別選考で、臨時教員の負担を軽減するため、1次筆記審査の「教養」を免除とすること。
- ◆④ 採用審査で合格者発表を2段階にし、採用辞退者分を確実に補充し、定欠削減に取り組むこと。
- ◆⑤ 筆記中心の審査から本来の教員としての職務遂行能力を評価する選考に転換すること。そのため教員経験を積んだ臨時教員の勤務実績が評価される審査にすること。
- ⑥ 教員採用審査で、思想・信条等の差別につながるような面接質問はもとより、教員選考として不必要的質問、性的少数者に対する配慮のない質問等をしないこと。そのため面接官の研修を充実させること。
- ⑦ 教員採用審査の成績を、出願時の開示希望に基づき本人に通知すること。また、開示請求があれば、論文・面接・模擬授業等の評価内容も開示すること。
- ⑧ 1次審査、2次審査それぞれ終了後ただちに、審査問題・解答・配点・採点基準等を情報公開し、県教委のホームページにも掲載すること。

以上

